

○国立大学法人東京科学大学物品貸付内規

令和 6 年 10 月 1 日
会計統括責任者制定

(趣旨)

第 1 条 この内規は、国立大学法人東京科学大学物品管理規程（令和 6 年規程第 74 号）第 14 条の規定により、物品を貸し付ける場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(貸付を許可する範囲)

第 2 条 国立大学法人東京科学大学（以下「大学」という。）の物品は、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 22 条に規定する大学の業務及び物品本来の用途又は目的を妨げない限度において貸し付けることができる。ただし、利用目的が次の各号のいずれかに該当する場合は貸し付けることができない。

- 一 大学の業務の遂行に支障の生じるおそれがあること。
- 二 大学の財産の管理上支障の生じるおそれがあること。
- 三 国立大学法人の業務の公共性に鑑み、貸し付けた物品の利用用途が次に該当するおそれがあること。
 - イ 騒音、振動、塵埃、視覚的不快感、悪臭、電磁波又は危険物等を発生又は使用する等周囲に迷惑を及ぼすような用途に使用するものであること。
 - ロ 風俗営業又はそれに類する用途、犯罪に関わり又は助長する用途、深夜営業を主とする用途、公序良俗に反する用途その他国立大学法人の品位を損なうような用途に使用すること。
 - ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所その他これに類するもの用に供しようとするものであること。
 - ニ その他、その利用により公共性又は公益性を損なう用途に使用すること。

(貸付の手続等)

第 3 条 前条の規定により物品の貸付を受けようとする者（以下「借受者」という。）は、貸付の申請を行い、会計統括責任者（国立大学法人東京科学大学会計規則（令和 6 年規則第 64 号）第 5 条に定める会計統括責任者をいう。以下同じ。）の承認を得るものとする。

- 2 前項の規定による貸付を行うときは、原則として契約を締結するものとする。

(物品の貸付の対象としない範囲)

第 4 条 次に掲げる物品については、前条の手続その他この内規の規定によらずに使用させることができる。

- 一 大学の業務の一部を委託した場合において、それらの業務を行うため必

要な物品。ただし、大学の物品を提供することが契約書に明記されており、かつ、当該業務以外に物品を使用しない場合に限る。

- 二 清掃、警備又は運送等の業務を委託した場合において、それらの業務の提供に必要な物品。ただし、当該業務の提供に必要な物品を委託者において提供することが契約書に明記されている場合に限る。
- 三 大学の業務の用に供する物件の工事、製造及び調査のために必要な物品
- 四 その他大学の業務を遂行するため大学以外の者に使用させる物品で会計統括責任者が特に必要と認めたもの

(貸付期間)

第5条 貸付を許可する期間は、1年以内とする。ただし、貸付期間を1年以内とすることが著しく実情にそぐわない場合は、その必要の程度に応じて定めるものとする。

- 2 前項の場合において、必要に応じて貸付の許可を更新することができるものとする。

(貸付料)

第6条 物品を貸し付ける場合の貸付料は、別紙に基づいて算定した額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とするものとする。

(無償貸付・減額貸付)

第7条 次に掲げる場合には、物品を無償で貸し付けることができる。

- 一 大学の業務に関する施策の普及又は宣伝を目的として、物品を当該目的を達成するため適当と認められる者に貸し付けるとき。
 - 二 研究教育のため必要な物品を国又は地方公共団体その他適当と認められる者に貸し付けるとき。
 - 三 大学の委託又は大学と共同で行う試験、研究及び調査(以下「試験研究等」という。)のため必要な物品を当該試験研究等を行う者に貸し付けるとき。
 - 四 役職員の福利厚生を目的とする法人その他の団体にその事業の用に供するための物品を貸し付けるとき。
 - 五 国又は地方公共団体等において、公用に供するため、やむを得ないと認められる場合
 - 六 災害による被害者その他の者で応急救助を要するものの用に供するための物品又は災害の応急復旧を行う者に対し、当該復旧のため必要な物品を貸し付けるとき。
- 2 前項のほか、会計統括責任者が特に必要と認めたときは、時価よりも低い対価又は無償で貸し付けることができる。

(貸付条件)

第8条 物品を貸し付けようとするときは、借受者に対して次に掲げる条件を付すものとする。

- 一 貸付物品の引渡し、維持、修理、改造及び返納に要する費用(貸付の性質によりこれらの費用を借受者に負担させることが適当でない場合を除

く。) は、借受者において負担すること。

二 貸付物品は、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること。

三 貸付物品について修繕、改造その他物品の現状を変更しようとするときは、あらかじめ大学の承認を受けること。ただし、軽微な修繕については、この限りでない。

四 貸付物品に投じた改良費等の有益費を請求しないこと。

五 貸付物品は、転貸し、又は担保に供しないこと。

六 貸付物品は、貸付の目的以外の目的のために使用しないこと。

七 貸付物品について使用場所が指定された場合は、指定された場所以外の場所では使用しないこと。

八 大学の指示がある場合は、貸付物品の使用実績の記録及び報告をすること。

九 貸付物品は、貸付期間満了の日までに、指定の場所において返納すること。

十 貸付物品は、借受者が貸付条件に違反したとき、又は大学が特に必要と認めたときは、大学の指示するところに従い、速やかに返納すること。

十一 貸付物品を亡失し、又は損傷したときは、直ちに報告書を大学に提出し、その指示に従うこと。

十二 大学は、貸付物品について、隨時に実地調査し、若しくは所要の報告を求め、又は当該物品の維持、管理及び返納に関して必要な指示をすることができる。

十三 大学は、借受者に大学を受取人とする損害賠償保険契約を締結させることができること。

十四 その他、大学が必要と認める事項を遵守すること。

(貸付の取消しの通知)

第9条 物品の貸付を取り消し、又は貸付の更新をしないときは、貸付を取り消し、又は貸付期間が満了する1月以内に借受者に通知するように努めなければならない。ただし、緊急を要する場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(貸付物品の亡失又は損傷)

第10条 借受者が貸付物品を亡失又は損傷した場合において、その亡失又は損傷が借受者の責に帰すべき事由によるものであるときは、借受者にその負担において補填若しくは修理させ、又はその損害を弁償させることができる。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか特別の事情があるときは、別に定めることができる。

附 則

- 1 この内規は、令和6年10月1日から施行する。ただし、この内規による貸付料は、この内規の施行の日以後に貸付申請を承認された者（附則第3項に規定する者を除く。）から適用する。
- 2 次に掲げる基準等（以下「旧基準等」という。）は、廃止する。
 - 一 国立大学法人東京工業大学物品貸付基準（平成16年4月1日学長裁定）
 - 二 国立大学法人東京医科歯科大学資産貸付取扱要領（平成16年4月1日制定）
 - 三 国立大学法人東京医科歯科大学資産貸付料算定基準（平成16年4月1日制定）
- 3 この内規施行の際、現に旧基準等の規定により物品の貸付の承認を受けている者は、この内規の規定により承認されたものとみなす。

別紙

- 1 原則として大学における1月当たりの物品貸付料の算定は、次の算出式により算出するものとする。
(取得価格 ÷ 耐用年数 + 年間保守料) ÷ 12
- 2 1日単位の貸付に係る物品貸付料の算定は、次の算出式により算出するものとする。
1の算出式により算出した金額 × 当該月における貸付日数 ÷ 当該月の日数
- 3 法定耐用年数を経過し簿価が1円の物品に係る貸付料は無償とする。ただし、年間保守料を負担している物品については、上記1、2により算出するものとする。